

心ふれ愛、いのち支え愛、誰もが共に生きるまち 三豊



～三豊市自殺対策計画（第1期）を策定しました～

平成18年、自殺対策基本法が施行され、今まで「個人の問題」と認識されていた自殺が、「社会の問題」と認識されるようになりました。また、平成28年4月には自殺対策基本法が改正され、全ての都道府県および市町村に地域自殺対策計画の策定が義務化されました。

三豊市においても、全ての市民がかげがえのない個人として尊重され、生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）を減らし、生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）を増やすことをめざして、三豊市自殺対策計画を策定しました。

三豊市の現状

① 三豊市では、年間約11人が自殺によって尊い命を落としています。
三豊市の性別自殺者数の推移【平成24～29年】



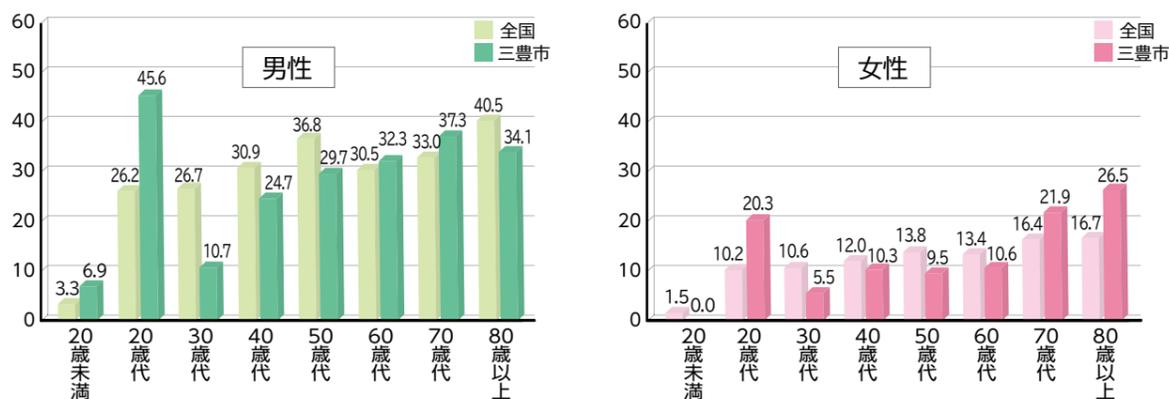
※自殺者数は男性の方が多い傾向にあります。



▲三豊市自殺対策計画（第1期）概要版

② 自殺死亡率は、「20歳代」・「70歳代」が全国平均を上回っています。

性別・年齢別自殺死亡率（人口10万人対）【平成25～29年の合計】



※自殺死亡率：人口10万人あたりの自殺者数。

本計画の数値目標

三豊市	基準値		目標値	
	2017年(平成29年)	2023年	2026年	
自殺死亡率(人口10万人対)	17.8	14.5以下	12.5以下	
実数(目標値の人数は、社人研の人口推計を基に算出)	12人	9人以下	7人以下	

※社人研：国立社会保障・人口問題研究所

※平成29年の「17.8」という数値は、三豊市の人口を10万人とした場合、17.8人が自殺によって亡くなっていることを示しています。

今後の取り組み

5つの基本施策に沿って取り組みを展開し、市民の自殺予防と心身の健康の保持・増進を支援します。

基本施策 ① 地域におけるネットワークの強化

関係各課などと連携・協働しながら、自殺対策のネットワーク構築を図ります。

基本施策 ② 自殺対策を支える人材育成

保健・医療・福祉・教育・就労などの専門機関だけでなく、市民一人ひとりが早期の「気づき」に対応できるよう、ゲートキーパー※の養成講座および講演会の開催を行い、幅広い人材育成に努めます。

※ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。

基本施策 ③ 市民への周知と啓発

自殺に対する誤った認識や偏見を払拭するため、広報活動などを通じた啓発を推進します。

基本施策 ④ 生きることの促進要因への支援

失業や多重債務・生活困窮などの「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加えて、自己肯定感や将来への希望・生きがいなどの「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行い、自殺リスクの低下につながるよう推進します。

基本施策 ⑤ ライフステージを通じた支援

社会全体の自殺リスクの低下につながるよう、ライフステージを通じた取り組みを推進します。

あなたの大切な人や身近な人が、最近こんなふうではありませんか？

- ・突然泣き出したりイライラを爆発させるなど、感情が不安定だ。
- ・職場を無断欠勤したり、行方が分からなくなったりする。
- ・引きこもりがちになった。
- ・よく眠れていないようだ。
- ・さまざまな身体的な不調を訴えている。

まずは家族・職場・地域を見て、小さな異変に気付いてください。

それがかけがえのない命をつなぎとめる力になります。



9月10日～9月16日は、自殺予防週間です

全国一斉 暮らしとこころの相談会

- 日時 9月11日(水) 午前10時～午後1時
- 相談方法 電話相談：予約不要 面談相談：要予約
- 相談電話番号 087-802-5228 (相談日のみ開設)
- 相談場所 香川県弁護士会館
- 申し込み・問い合わせ 県弁護士会事務局 ☎087-822-3693

こころの相談 市の毎月の取り組み

- 日時 9月13日(金) 午前10時～11時30分
 - 場所 山本町保健センター
 - 日時 9月30日(月) 午後1時30分～3時
 - 場所 みとよ未来創造館
- 迷わず！悩まず！ご相談ください！
- ▶問い合わせ 福祉課 ☎ 73-3015
FAX 73-3023
メール fukushi@city.mitoyo.lg.jp

